

【今週の注目疾患】

【新型コロナウイルス感染症：第16報】

4月29日12時現在、日本ではこれまでに患者8,352例（国内事例8,306例、チャーター便帰国者事例11例、空港検疫35例）、無症状病原体保有者975例（国内事例864例、チャーター便帰国者事例4例、空港検疫107例）、陽性確定例4,525例の報告がある。また、4月28日18時現在、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスにおける事例712例（チャーター便で帰国した40名含む）の報告がある。

国内では、共通する契機によって複数の患者発生となった患者集団（クラスター）の発生を認め、また直近は感染源が不明な事例が増加している。

また、4月29日現在、全世界では3,018,952例（うち死亡207,973例）の新型コロナウイルス感染症例が報告されており、ヨーロッパやアメリカ大陸において患者報告が大きく増加している。

○厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○World Health Organization（WHO）：Coronavirus disease（COVID-2019）situation reports

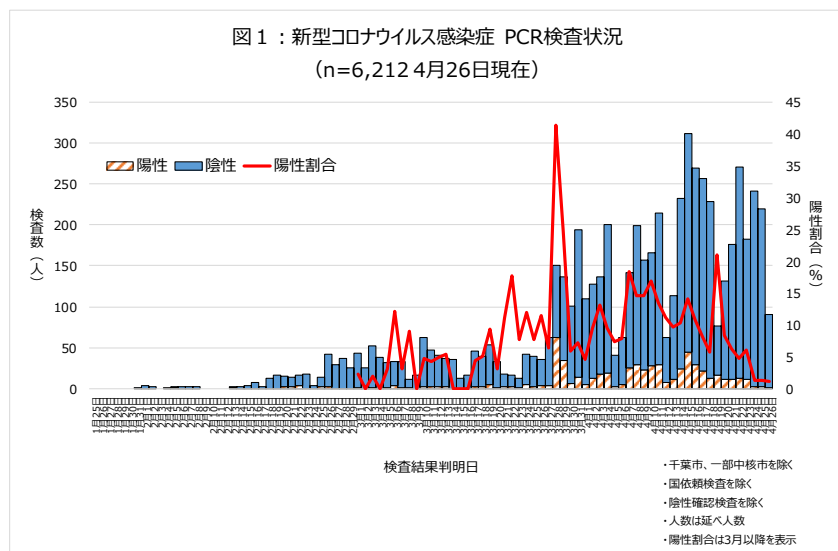
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>

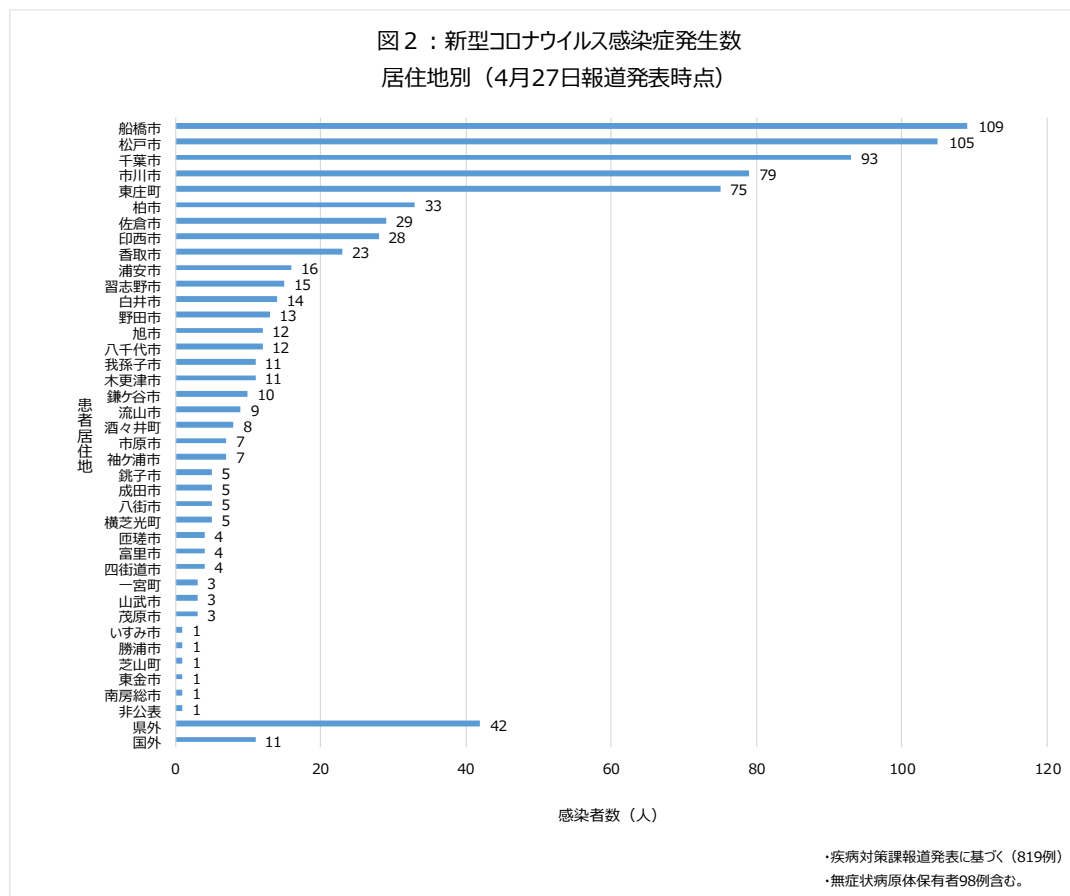
県衛生研究所および県内の保健所では、2020年第17週（2020年4月26日時点）までに7,621例（検体数8,266）について新型コロナウイルス感染症の検査を実施した。市中感染（濃厚接触者含む）・輸入例疑い事例は7,076例（うち陰性化確認864例）の検査を実施した。そのうち陰性化確認を除いた6,212例のうち陽性は597例（陽性割合：9.6%）である（図1、図2）。

令和2年4月29日現在、県内で確認された新型コロナウイルス感染者数は832名（患者733名、無症状病原体保有者99名、うち31名死亡）である。

○患者の発生について | 新型コロナウイルス感染症

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2019/ncov-index.html>





《県民の皆様へ》

令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症専門家会議から、「人との接触を8割減らす、10のポイント」が示されました。

1. ビデオ通話でオンライン帰省
2. スーパーは1人または少人数ですいている時間に
3. ジョギングは少人数で 公園はすいた時間、場所を選ぶ
4. 待てる買い物は通販で
5. 飲み会はオンラインで
6. 診療は遠隔診療 定期受診は間隔を調整
7. 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
8. 飲食は持ち帰り、宅配も
9. 仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のために
10. 会話はマスクをつけて

これまで県民の皆様におかれましては、不要不急の外出を控えることなどに積極的にご協力いただいているところですが、「人との接触を8割減らす、10のポイント」を実践し、日常生活を送っていただきますようお願いします。

○厚生労働省：「人との接触を8割減らす、10のポイント」を公表しました

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

県民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いします。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。このような空間に集団で集まることを避けてください。

○首相官邸：新型コロナウイルス感染症に備えて 一人ひとりができる対策を知っておこう
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について | 国民の皆さまへ（予防・相談）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

〔新型コロナウイルス感染症に関する相談について〕

○新型コロナウイルス感染症に関するご相談、感染の予防に関すること、心配な症状が出たときの対応などのご相談、感染が疑われる場合の帰国者・接触者相談センターへのご案内
→電話相談窓口(コールセンター)：0570-200-613（24時間対応：土・日曜日、祝日を含む）

○発熱や呼吸器症状がある方が、医療機関を受診すべきかどうかのご相談
→お住まいの市町村を管轄する各健康福祉センター(保健所)：帰国者・接触者相談センター
※土・日曜日、祝日（9時～17時）、夜間（17時～翌日9時）は電話相談窓口（0570-200-613）にお掛けください。

ご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

帰国者・接触者相談センターについて | 新型コロナウイルス感染症

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/corona-soudancenter.html>

○新型インフルエンザ等特別措置法に基づく措置の内容（外出自粛の要請、施設等の使用制限（休業要請）等）に関するご相談

→緊急事態措置電話相談窓口：043-223-2674（平日9時から17時まで）

○多言語 AI チャットボットによる情報提供（24時間対応）

新型コロナウイルスに関する質問に、AI チャットボットが24時間、多言語で回答します。

※対応言語：日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、タイ語

→千葉県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://covid19.civictech.chiba.jp/>

